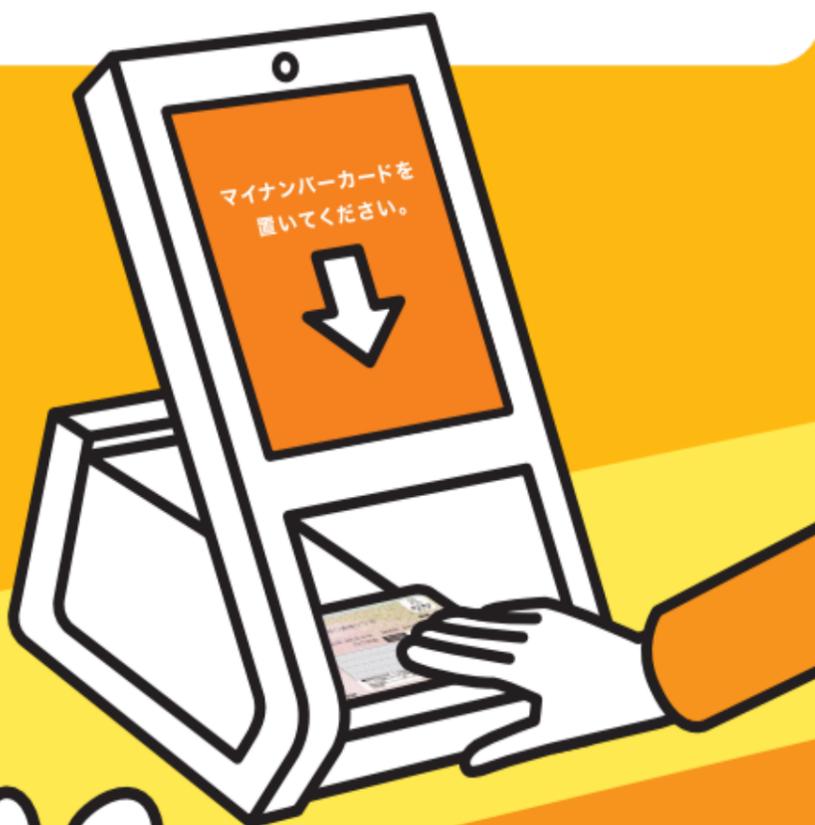


マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



【ご利用にあたって】

- ・利用には、患者さんご自身での事前登録が必要です。詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。
- ・マイナンバーカードでは各種公費負担医療制度(福祉医療、指定難病など)は非対応ですので、該当される場合は従来通り各受付に受給者証等のご提示をお願いします。
- ・マイナンバーカードのカードリーダーは、**2F総合受付**に設置してあります。
- ・当院では、薬剤情報・特定健診情報の閲覧は未対応です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



事前に登録するだけで利用できます!

